

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2023年 6月30日						
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 北海道札幌市東区苗穂町6丁目1番1号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 雪印メグミルク株式会社 代表取締役社長 佐藤 雅俊						
前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品 の台数等		前年度						
第一種特定製品の種類		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数			
エアコンディショナー		75 台	0 台	0 台	98 台			
冷蔵機器及び冷凍機器		189 台	12 台	9 台	209 台			
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量		第一種特定製品の種類		代替フロン充填量	代替フロン回収量			
エアコンディショナー		28.9 キログラム		0 キログラム				
冷蔵機器及び冷凍機器		122.7 キログラム		113.59 キログラム				
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制		使 用 時	・第一種特定製品を含む冷凍空調機器の簡易点検を年間計画に基づき実施している。 ・第一種特定製品を含む冷凍空調機器一覧を作成し、担当者が隨時更新することで適切に管理している。					
		廃 荐 時	第一種特定製品の廃棄時には、工程管理制度に基づき充填回収業者に回収依頼書を交付し、充填回収業者から交付された引取証明書を受け取つたことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことの確認を実施する体制をとっている。					
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況		使 用 時	冷凍機更新時にフロン漏洩警報を備えた冷凍機を導入し、フロン漏洩を早期発見できるようにしている。					
		廃 荐 時	・管理する冷媒用代替フロン使用製品を適切に廃棄するため、第一種特定製品の廃棄時に遵守すべき項目について社内でe-ラーニングを実施した。 ・冷媒回収については充填回収業者から引取証明書を受け取り適切に回収されたことの確認を実施している。					
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針		第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品を導入する。						
特記事項								

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。